

## かさロン 利用規約

## 所在地・規模

名古屋市南区前浜通 7 丁目 32 番地 2 かさでらのまちビル 3A (名鉄 本笠寺駅 徒歩 1 分)  
地上 3 階 専有面積 23.87 m<sup>2</sup> (約 14.7 帖) / 駐車場なし / エレベーターなし / 最大 6 名着席可

## 利用可能時間

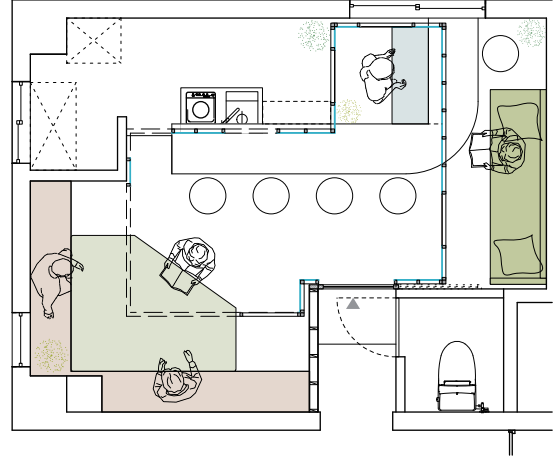
24 時間利用可能 (深夜時間帯の騒音を伴う使用はご遠慮ください)

## 利用条件

本施設は、複数の人々が空間と設備を共同利用する点をご理解ください。  
騒音や異臭など、迷惑行為となる場合はご利用を停止させていただく場合があります。

## 施設レイアウト (右図)

ビルの記憶ともいべきバーカウンターを主役に据え、小さな空間をさらに細分化した豆書齋が連なる空間です。広さはありませんが、同ビル内に日替わりシェフ食堂、民泊、寺子屋、シェアキッチンなどがあり、ビル全体を使ったワークスタイルを展開することが可能です。



## 選べる 3 つの契約形態

	曜日ワーキング	月極ワーキング	day ワーキング
タイプ	専有型シェア	非専有型シェア	非専有型シェア
料金	20,000 円 / 曜日 ※1	15,000 円 / 月 ※1,2	1,500 円 / 日 ※1,2
内容	1 事業者   曜日通しの専有貸切 MAX1 週間のうち 3 日まで	曜日ワーキング以外の空き曜日 シェアリング	曜日ワーキング以外の空き曜日 1 日限定シェアリング
住所表示	○	○	×
法人登記	○	○	×
同伴者入室	○	△ ※3	×
ロッカー	○	× ※4	×
ポスト	○ 共有ポスト	○ 共有ポスト	×
備品使用	○	○	○

※1 共益費、水光熱費込。

※2 学割、シニア割有：月極ワーキング 13,000 円 / 月、day ワーキング 1,300 円 / 日

※3 法人オプション有：+10,000 円 / 月で同伴者同時入室 2 名まで可能となります。

※4 ロッカーオプション有：2,000 円 / 月

※5 笠寺スペースバンク「NT ラボ」との同時契約制度を利用した場合の利用料

曜日ワーキング：15,000 円 / 曜日、月極ワーキング：10,000 円 / 月、day ワーキング：1,000 円 / 日

## 共有設備・備品一覧

設備	Wi-Fi、ミニキッチン、ミニ冷蔵庫、A3 カラー複合機 (有料)、AI プロッター (有料)
備品	A4 と A3 コピー用紙、プリンターインク、コーヒーブレイクセット

## 利用の流れ

Step 1

以下の書類をメールまたは郵送ください。

書類 1 | かさロン利用申込書と添付資料



運営者より施設案内

利用開始

## 問合せ・申込先

宮本久美子建築設計事務所 (かさロン)

〒457-0058

名古屋市南区前浜通 7 丁目 32-2 かさでらのまちビル 3F

mail : info@302-archi.com

## 振込先

■ 利用料を指定口座に振込頂きます。(月締め翌月 20 日払い)

三菱 UFJ 銀行 笠寺支店 (694)

普通 0123713

302 アーキ (代表 宮本久美子)

# かさロン利用について

## 第1条（契約）

- 1 別紙利用規約に定める条件に従い「かさロン」を利用する。
- 2 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了までに、本契約を終了する旨を通知しない限り、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

## 第2条（かさロンについて）

- 1 第三者に当スペースの利用権の全部または一部の譲渡、あるいは転貸することはできません。この規約に反し、当スペースの利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸した場合、直ちに利用を停止致します。
- 2 当スペースで発生した瑕疵による損害、トラブル、怪我等に関して一切の責任を負いかねます。損害が発生した場合は、その損害を全額賠償請求する場合があります。
- 3 利用申込受付後、または、利用途中においても、次の場合には運営者判断で申込取り消しや利用の停止の措置を取ることがあります。この場合、受領した利用料金は返金しません。
  - ① 申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合
  - ② 利用申込書の記入内容に偽りがあると認められた場合
  - ③ 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合
  - ④ 許認可もしくは資格が必要な用を、未認可もしくは資格がない状態で開催、利用した場合
  - ⑤ 許可なく当スペース外で作業や催事行為をした場合
  - ⑥ 暴力行為、反社会的行為や活動、業務内容が不明確な団体が主催・協賛・後援等を行う場合
  - ⑦ 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けたとき
  - ⑧ 利用料の支払いが滞ったとき
  - ⑨ 危険物の持ち込みによる人身事故、建物、設備、備品等を毀損・汚損・紛失した場合
  - ⑩ 許可なく建物内に穴を開ける行為、強粘着テープ等を貼る行為を行った場合
  - ⑪ 音、振動、臭気の発生により周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合
  - ⑫ 運営者からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合
  - ⑬ 当スペースの管理運営上、支障があると判断した場合
  - ⑭ 重大な過失で事故を発生させたとき

## 第3条（施設利用について）

- 1 施設出入口の施錠は責任を持って行ってください。
- 2 利用時間内に使用した設備・備品等は収納場所へお戻しください。
- 3 持ち込んだ備品、食材等のうち、ロッカーに収納できない物品はすべてお持ち帰りください。
- 4 建物又は設備及び備品等の毀損、汚損、紛失等が発生した場合、運営者に連絡してください。
- 5 施設内は全て禁煙です。
- 6 案内状等の掲示物の設置、催物案内等の広告物等を掲示する場合は、事前に承認を得てください。

## 第4条（免責）

- 1 当施設利用中の持込備品・物品物（貴重品を含む）等の盗難、紛失、毀損事故については、その原因の如何を問わず運営者は切の責任を負いません。
- 2 本規約に違反したことにより運営者が損害を被った場合、その損害を当該利用者に全額賠償請求します。

## 第5条（利用料について）

- 1 「かさロン利用規約」の定めにより、利用者は利用料を運営者に支払う